

藤枝法人会報



～新しいまち 始まる～

藤枝駅北口再開発プロジェクト「フジエダミキネ」

2018年4月グランドオープンしました！！

No. 110

平成30年6月発行

発行所 **公益社団法人 藤枝法人会** 藤枝市藤枝4丁目7-16（藤枝商工会議所 2F）

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

目次

総会終了報告..... 1

事業報告..... 2・3

貸借対照表..... 4

平成30年度 税制改正のあらまし..... 5～8

特 集 藤枝駅北口再開発プロジェクト「フジエダミキネ」グランドオープン …………… 10～11

平成31年度 税制改正要望..... 12~25

税務署だより..... 26～29

財務事務所だより..... 30

写真で見る法人会活動／新入会員紹介..... 31～33



公益社団法人 藤枝法人会 第6回定時総会開催

とき：平成30年5月17日(木)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第6回定時総会を、5月17日(木) ホテルアンビア松風閣を会場に、藤枝税務署長 山崎雅司様、静岡県藤枝財務事務所長 落合 修様、東海税理士会藤枝支部 副支部長 内藤 良彦様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催致しました。

決議事項の第1号議案 平成29年度決算承認の件は異議なく承認可決され終了しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 山崎雅司様、静岡県藤枝財務事務所長 落合 修様、東海税理士会藤枝支部 副支部長 内藤良彦様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

記念講演会は、一般参加の聴講者も加わり、俳優の滝田 栄氏を講師にお迎えし、「仏と生きる」と題してご講演いただきました。

- 公益社団法人藤枝法人会
第6回定時総会次第**
- 一、開会の辞
 - 二、会長あいさつ
 - 三、議長選出
 - 四、定足数の確認
 - 五、議事録署名人選出
 - 六、議事
 - (一) 決議事項
第一号議案 平成二十九年度決算承認の件
監査報告
 - (二) 報告事項
 - ① 平成二十九年度事業報告
 - ② 平成三十年度事業計画及び収支予算
 - ③ 平成三十一年度税制改正要望について
 - 七、来賓祝辞
 - 八、閉会の辞

(司会) 坪井総務厚生委員長



ご来賓の皆様方



牧田会長 挨拶



〈ご祝辞〉

山崎税務署長 様



落合財務事務所長 様



内藤税理士会副支部長 様



自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

I.概況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

II.主な活動は次のとおりです。

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No107・No108・No109の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

<収益事業等>

1. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 簡易保険払込制度を利活用しました。

2. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

①財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社と連携を密にし、また、福利厚生制度収入2年2万社純増「GOGOキャンペーン」特別委員会を中心に、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

②地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

③中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

④協力弁護士制度

⑤広告チラシ同封配布サービス

⑥講演放送局

⑦法人会提携ローン

⑧ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信

⑨「早割電報」紹介サービス

⑩インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」

⑪事業承継支援制度

⑫会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集

- (2) 会員親睦事業
会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。
- (3) 組織の充実・強化
組織基盤強化のために、平成29年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,886社・個人賛助会員21名となりました。
- (4) 諸会議の開催
 - ① 定時総会の開催
 - ② 理事会の開催
 - ③ 各委員会の開催
 - ④ 福利厚生制度収入2年2万社純増「GOGOキャンペーン」特別委員会の開催
 - ⑤ その他必要な会議の開催
- (5) 法人会相互の連絡協調
 - ① 一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
 - ② 東海法人会連合会との連携
 - ③ 公益財団法人全国法人会総連合会との連携

3. 管理関係

- (1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

4. 表彰関係（順不同・敬称略、役職は表彰時で記載）

- (1) 平成29年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰
 - (公社)藤枝法人会 理事 (株)コハラ 代表取締役社長 小原 照光
 - (公社)藤枝法人会 事務局主任 鈴木 智
- (2) 平成29年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰
 - (公社)藤枝法人会 理事 (株)大勝堂外商部 代表取締役 安藤 聡
 - (公社)藤枝法人会 理事 (株)山田組 取締役総務部長 足立 藤夫
 - (公社)藤枝法人会 事務局長 伊久美友一郎
- (3) 平成29年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰
 - <功労法人表彰>

(株)倉嶋自動車商会	代表取締役	倉嶋 伸康
初亀醸造(株)	代表取締役	橋本 謹嗣
ホンダモーター藤枝販売(株)	代表取締役社長	渡邊 博文
(株)松浦恒産	代表取締役	松浦 正秋
松葉倉庫(株)	代表取締役	松葉 秀介
(株)マルハン	取締役会長	若林 達朗
 - <会員たる法人の役職員表彰>

(株)赤阪鐵工所	取締役執行役員総務本部長	塚本 義之
近藤建設工業(株)	専務取締役	近藤 友一
(株)丸川	取締役総務部長	坪井 大助
焼津鯉節水産加工工業協	常勤理事	井之上 茂利
焼津水産化学工業(株)	取締役執行役員経営統括本部長	内山 毅彦
(株)藪崎新聞店	常務取締役	石川 準
- (4) 平成28年度全法連・県連単位会表彰<藤枝法人会関係>
 - <全法連 福利厚生制度推進>
 福利厚生制度推進表彰(収入保険料大同・A I G・アフラック3社計の対前年比103%以上)
 - <県連 会員増強表彰>
 努力賞(加入率60%以上を3年間維持)
 - <県連 福利厚生制度推進>
 福利厚生制度推進優秀賞(収入保険料：大同生命100%以上)

平成29年度事業報告 附属明細書

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成30年5月
公益社団法人藤枝法人会

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	156,699	205,352	△ 48,653
普通預金	15,706,138	14,292,086	1,414,052
流動資産合計	15,862,837	14,497,438	1,365,399
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	12,311,160	11,779,080	532,080
減価償却引当資産	2,290,208	3,627,834	△ 1,337,626
事務改善引当資産	3,500,000	3,500,000	0
部会周年行事引当資産	1,350,000	1,250,000	100,000
特定資産合計	19,451,368	20,156,914	△ 705,546
(3) その他固定資産			
車両運搬具	0	1	△ 1
什器備品	242,377	484,751	△ 242,374
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	315,177	557,552	△ 242,375
固定資産合計	63,766,545	64,714,466	△ 947,921
資産合計	79,629,382	79,211,904	417,478
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	126,924	0	126,924
預り金	124,992	0	124,992
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	322,916	71,000	251,916
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,311,160	11,779,080	532,080
固定負債合計	12,311,160	11,779,080	532,080
負債合計	12,634,076	11,850,080	783,996
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	—	—	—
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	66,995,306	67,361,824	△ 366,518
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,140,208)	(8,377,834)	(△ 1,237,626)
正味財産合計	66,995,306	67,361,824	△ 366,518
負債及び正味財産合計	79,629,382	79,211,904	417,478

HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております



税制改正のあらまし

法人会キャラクター
けんた

I 法人税関係

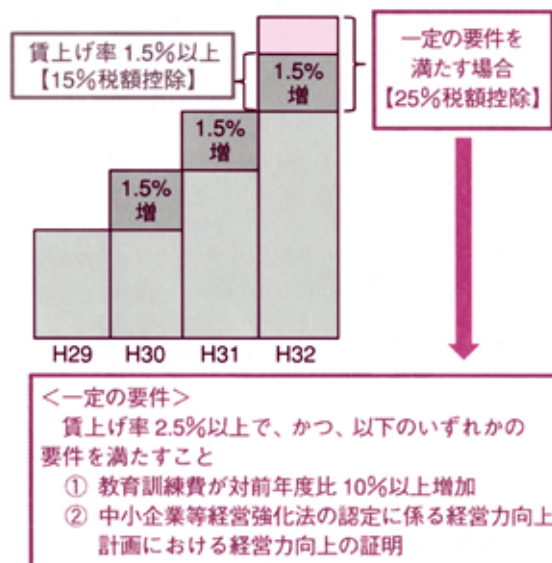
1 所得拡大促進税制の見直し

(1) 中小企業

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年(平成30～32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



(2) 大企業

大企業(資本金の額等が1億円超の法人など)については、①その年(平成30～32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

また、教育訓練費の増加(対前年度20%以上増加)の要件を満たせば、5%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

2 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加(当期所得金額>前期所得金額)しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部(研究開発税制その他一定の税額控除の規定)は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合は、対象外となります。

- ① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

4 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

5 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

ただし、中小企業(平成21年2月1日以降に終了する各事業年度)については、その不適用措置の対象から除外されます。

適用時期

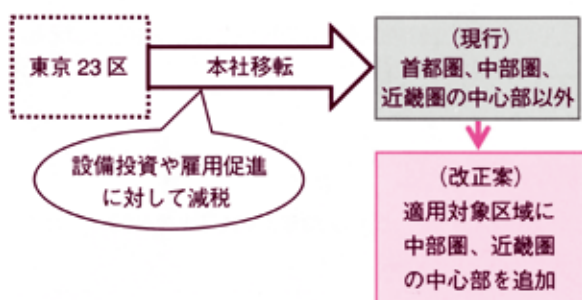
平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

6 地方拠点強化税制の延長・拡充

平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（拡充型）、特別償却25%又は税額控除7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型8%以上、移転型5%以上（現行：拡充型・移転型ともに10%以上）に引き下げられます。

また、東京23区から中部圏中部部や近畿圏中部部への本社の移転に対しても適用が可能となります。



適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間内に都道府県知事の認定を受けた場合について適用されます。

II 相続税・贈与税関係

1 事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画(仮称)^(注)を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

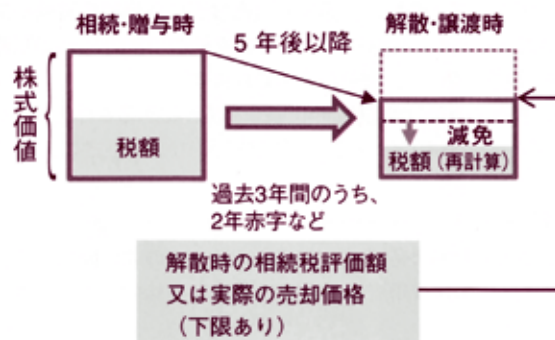
(注) 特例承継計画(仮称)とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

事業承継税制の特例の概要

	現行	改正案
納税猶予株式	発行済議決権株式 総数の3分の2	経営者が保有する 全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
雇用確保要件	事業承継後5年間の 平均で、8割以上の 雇用維持が必要	雇用確保要件を満た せない場合でも、その理由と認 定経営革新等支援 機関の意見を記載 した書類を都道府 県に提出すれば、 納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した 減免制度 (後継者が解散・譲渡を行 う場合)	事業承継時の株価 を基に相続・贈与 税を課税	解散・譲渡時の評 価額を基に再計算 を行い、事業承継 時の株価を基に計 算した納税額との 差額を減免
先代経営者の主な 要件	代表権を有する先 代経営者1人の者 から贈与等により 取得する株式が対 象	代表者以外の者か ら贈与等により取 得する株式も対象
後継者の 主な要件	代表権を有する後 継者1人	代表権を有する後 継者(最大3人ま で)。総議決権数の 10%以上を有する 者に限る

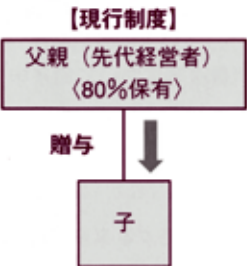
経営環境の変化に対応した減免制度

現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。

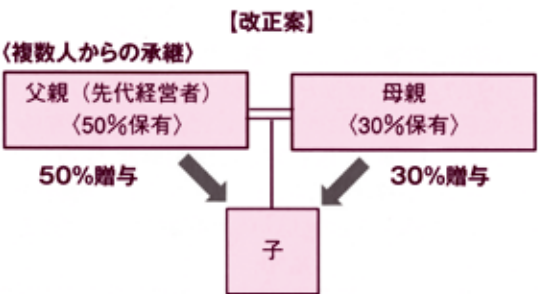


事業承継税制の適用対象者の拡大

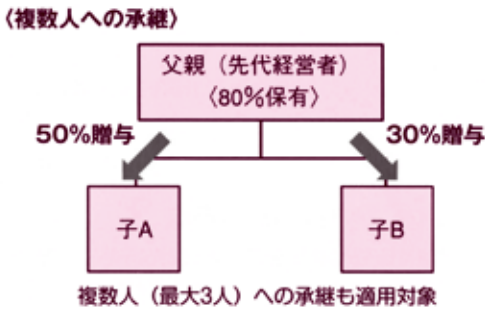
現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。



1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象



複数人から後継者への承継も適用対象



複数人（最大3人）への承継も適用対象

適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

Ⅲ 所得税関係

1 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額が引き上げられます。

(1) 給与所得控除等の見直し

給与所得控除の控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額についても、給与等の収入金額850万円で控除額195万円（現行：給与等の収入金額1,000万円で220万円）に見直されます。

なお、給与等の収入金額が850万円超のケースでも、特別障害者や23歳未満の扶養親族などが同一生計内にいる場合には、負担増が生じない措置が講じられます。

給与所得控除額の見直し

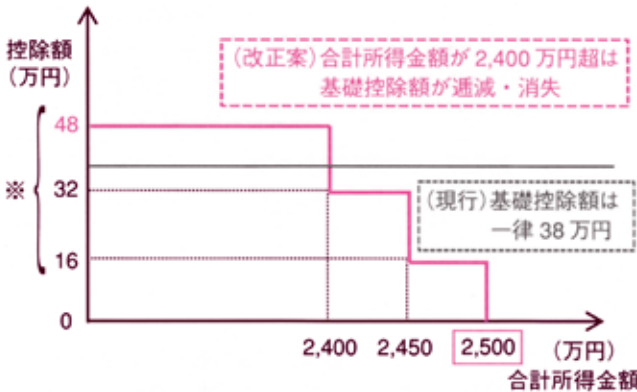
給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超～660万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超～850万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げたうえで、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195万5,000円の上限（現行：上限なし）が設けられます。また、年金以外の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合には、さらに一律10万円（2,000万円超の場合は一律20万円）控除額が引き下げられます。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除の控除額を一律10万円引き上げ、その上限額が48万円（現行：一律38万円）とされます。また、合計所得金額が2,400万円超の個人については、その金額に応じて控除額が逡減され、2,500万円超で基礎控除の適用ができないこととなります。



※ 個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円（現行：一律33万円）。

(4) 各所得控除の調整措置

各所得控除の合計所得金額の要件が次のように見直されます。

合計所得金額の要件の見直し

	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

Ⅳ 地方税関係

1 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準をゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了（平成31年3月31日）をもって廃止されます。

固定資産税の特例の概要

対象者	・先端設備等導入計画（仮称）の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備 ・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内）
要件	・市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合 ・労働生産性が年平均3%以上向上と認定 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初3年間に限り、ゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

適用時期

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

V その他

1 申告手続の電子化促進のための環境整備

経済社会のICT化が進展していることを踏まえ、税務手続においてもICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備する観点から、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できる環境整備が構築されます。なお、大法人（資本金の額等が1億円超の法人など）については、法人税・消費税等について電子申告が義務化されます。

適用時期

平成32年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）について適用されます。

2 年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点から、現在、書面で勤務先などに提出している生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の年末調整関係書類（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書）について、国税庁が構築予定のシステムで電磁的方法による提出が可能となります。

ただし、住宅ローン控除証明書と住宅ローンの年末残高証明書の電磁的方法による提出は、居住年が平成31年以後である人に限られます。

適用時期

平成32年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

3 国際観光旅客税（仮称）の創設

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客税（仮称）が創設されます。

航空機や船舶で出国する旅客に対し、出国1回につき1,000円が課せられます。ただし、航空機や船舶の乗員、乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）、2歳未満の者などは対象から除外されます。

適用時期

平成31年1月7日以後の出国について適用されます。



電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、
自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、
本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から
5年間、税務署から
書類の提出又は
提示を求められる
ことがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

～新しいまち 始まる～

藤枝駅北口再開発プロジェクト 「フジエダミキネ」

2018年4月グランドオープンしました!!

FUJIEDA
mikine
フジエダ ミキネ

日々の暮らしをサポートするお店や医療施設（クリニック）・高齢者施設・子育て支援施設・マンション・市営駐車場等が集積した“街なか居住中核サービス拠点”が誕生しました。



「住みたいまち藤枝駅前」を実現するために平成 20 年の勉強会からスタートした、藤枝市初の都市再開発法に基づく再開発事業である「藤枝駅前一丁目 8 街区第一種市街地再開発事業」は、平成 23 年再開発準備組合設立、平成 25 年都市計画決定、平成 27 年再開発組合の設立と年月を重ね事業を推進してきました。そして、平成 28 年 1 月に着工し、平成 30 年 4 月念願のグランドオープンを迎えることができました。

藤枝駅北口再開発地区「FUJIEDA mikine（フジエダミキネ）」が皆様に愛され、必要とされる場所になることを願っています。皆様、是非お立ち寄りください。

※お問合せ

藤枝駅前一丁目 8 街区市街地再開発組合 事務局：(株) まちづくり藤枝 054-645-1555

【商業施設・医療施設】

- ジャンクシティ アラ イタリアナ (レストラン)
- 睡眠工房おおいし (寝具・婦人服)
- ケイ・フット修理の店&コンフォートシューズ
(シューズ・バッグの修理、コンフォートシューズの販売)
- なの花薬局藤枝駅前店
(調剤薬局・健康食品・OTC医薬品販売)
- Cafe de cordiale (カフェ)
- 陽まわり (居酒屋)
- セントマリアフューチャー
クリニック (クリニック)

【高齢者施設】

- コルディアール藤枝
(有料老人ホーム・デイサービス)

【子育て支援施設】

- ミナおひさまの森保育園



商業施設棟・医療施設



高齢者施設棟



住宅棟・子育て支援施設



駐車場棟

※お店の詳細は、ホームページに掲載しています。FUJIEDA mikine (フジエダミキネ) でご検索ください。

～グランドオープンイベントの様子 2018.04.07sat～



＜第一 総論＞

平成30年3月28日夜、平成30年度の予算が成立しました。97兆7000億円余の規模で、「6年連続過去最高の財政出動」「防衛費は過去最大」「森友問題で予算審議の議論深まらず」などとネガティブな見出しで報道するマスコミの姿勢には疑問を感じます。まして「まともな審議をしなかった予算は評価に値しない」などとインタビューに答える野党の幹事長には、腹立たしささえ覚えます。予算審議をして内容を精査するのが国会の場であり、国会議員はその役割を果たすべきなのに、「森友関連の文書改竄」ばかりにうつつを抜かし、すべてを政局に結び付ける野党や一部与党議員の姿勢には失望します。今後、関連法案の審議が山積していますが、たぶん相変わらず「証人喚問」を越え高に叫び、それに乗かってマスコミも印象報道を繰り返していくと思われます。自衛隊の日報問題も噴出しましたが、野党と一部与党議員そしてマスコミは、この国をいったい何処に向かわせようとしているのか、緊迫を増し流動的な状況の東アジア情勢などを考えると、私利私欲、党利党略ばかりを優先する人々がいかに日本をダメにしているのか。本当に情けなく思えます。

「働き方改革」の議論が深まりません。厚生省から出てきたデータに誤りや疑問点が見つかり議論が頓挫してしまいましたが、労働力人口の減少に歯止めがかからない現実を見れば、生産性向上や労働の多様化は喫緊の課題です。真剣な議論を経て、日本全体の構造上の課題を解決していくための、政治判断を期待します。どこかの省庁が思いつきで決めたような「プレミアムフライデー」などと言う底の浅い施策などではなく、もっと民間の感性に沿った、この国の未来に向けた「働き方改革」を提案していただきたいと思います。

30年度税制改正で、事業承継税制が大幅に変わりました。平成21年度に制定され、27年税制改正で要件が緩和された事業承継税制ですが、使い勝手が悪く、中小零細企業の事業承継の実態を全く理解していないまさしくお役所の考えた税制でした。今回の税制改正で要件は更に緩和され、使い勝手・活用範囲は大幅に改善されました。「経営者年齢の高齢化」が課題の中小企業にとって、大切な改正だと思われます。今後も全産業の9割以上を占める中小零細企業にしっかり目を向け、光を当てる税制改正を望みます。

企業活動の全てが税制によって左右される訳ではありませんが、税制によって、経営判断が影響されることはしばしばあります。法人会として望ましい税制、私ども地方の中小企業がこれからも経営を維持成長できるような税制を目指し、平成31年度税制改正に関する提言をまとめました。

＜第二 基本事項＞

1. 法人の税負担のあり方

(1)法人基本税率の引下げ

平成28年度の改正により法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、平成28年度・29年度には国税・地方税を合わせた法人実効税率が29.97%になり、30年度には29.74%になるが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで下げる必要がある。

(2)課税ベース拡大への配慮（外形標準課税）

平成27年度税制改正において欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しが行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引き下げの財源確保の観点から、ある程度止むをえないところではある。しかしながら、今後、これらの施策が中小企業に向けられた場合、未だ景気回復の流れに乗れず苦しんでいる中小企業にとって、更に厳しいものとなる。法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して十分な配慮を強く要望する。

(3)中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。しかし、近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面の問題も含め、極めて不利な立場に置かれている。

また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。

現行の中小企業に対する軽減税率を更に下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率については、平成29年度改正において、15%への軽減税率が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとすべきである。

(4)同族会社の留保金課税の全面的廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとっての外部資金の調達は依然として難しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質を強化する観点からも全面的に廃止することを要望する。

(5)特別法人への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来、活動の実態に応じて課税すべきものである。

公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となり易いと判断できる特殊法人は、直ちに廃止する等の措置を断固要望する。

(6)交際費課税の損金算入

交際費等の損金不算入については、平成30年度税制改正により、交際費の中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について適用期限が更に2年延長されるとともに、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入できること（大企業にも適用）のいずれかを選択適用できるようになったが、そもそも交際費は法人税法第22条にも認められている通り、中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるよう要望する。また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

(7)減価償却制度の改善

a. 平成19年度、平成21年度、平成23年度、そして平成28年度と度重なる税制改正により課税が強化されてきたが、益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

ただ、定額法への一本化には断固反対する。

b. 次に、少額減価償却資産の損金処理限度額30万円未満を資本金にかかわらず50万円に引き上げ、恒久的な税制とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを要望する。

また、簡素化及び徴税コストの低減のためにも、一律30万円未満を少額減価償却資産とし損金算入とすることを要望する。

c. 平成28年度改正により、建物付属設備・構築物について、定率法が廃止され、定額法に一本化された。本改正は時期尚早の感があり、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

(8)役員給与および役員賞与の取り扱い

a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 会社法では、役員賞与は職務執行の対価として株式会社から受取る財産上の利益として役員報酬と統合され「報酬等」に統一されている。また、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」では「役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する」とされている。よって、会社法・企業会計基準に従い、役員賞与は損金算入できるよう改正すべきである。

(9)自然災害等に備えた税制の確立（法制化）

全国で地震・風水害・雪害等による被害が多発している中で、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の

創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されており、全ての企業の防災事前対策費用、安全対策費用（防災改修、食料品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）につき即時償却 または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(10) 寄付金の損金算入限度について

平成21年度の税制改正において、特定公益団体等に対する寄付金の損金算入限度額の所得基準について若干の改定が行われたが、引き続き次を要望する。

- a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。
- b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。
また、少額な寄付金（3万円以下）は全額損金として認めること。
- c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

(11) 支払配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(12) 適用額明細書の廃止

「租税特別措置」についてゼロベースからの見直しが行われ、整理統合が進められるようである。その「ふり」にかける為に、租税特別措置透明化法を制定し適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(13) 大法人の子会社に対する中小特例の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取り扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不适当であり、特例措置適用とすることを要望する。

(14) 中小企業経営強化税制の見直し

平成29年度の税制改正で、「中小企業経営強化税制」が創設されたが、「中小企業等経営強化法」の認定を受けた企業が対象で、一定の条件のもとに生産性向上設備あるいは収益力強化設備への投資を行った場合、即時償却または法人税額の優遇措置がある。この即時償却については2年以内分割償却との選択制とすること、またB類型における工場の建設費及び内装設備等も対象とすることなど、すべての中小企業がスムーズに利用できるように制度への見直しを要望する。

なお、現行の中小企業投資促進減税は、投資初年度において全額控除できない場合、1年間の繰り越しが認められているが、有効活用できるように制度面での配慮が必要である。具体的には、繰り越す控除額があり2年目にも同様の投資が行われた場合、控除額は新たな控除額、繰越控除額の順で控除される。利用拡大を図るためにも繰越控除額、新たな控除額の順で控除すべきである。

(15) 中小企業に対する研究開発税制の見直し

平成29年度の税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、中小企業でも活用できメリットを享受できるような制度への見直しを要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。

課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2)課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなってきている。国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、“広く、薄く、公平な”税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(3)総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と所得税の最高税率55%に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。

以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。

その実現のために、マイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

(4)少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 所得控除の見直し（少子化社会に備えた税制）

少子化社会に備え多すぎる所得控除を整理し、必要性の高い控除については控除金額を増額する等、控除制度全般を見直すべきである。

29年度の税制改正で配偶者控除・配偶者特別控除が見直されたが、長期的に考えれば二分二乗方式、または少子化対策の効果も予想されるN分N乗方式への移行を検討すべきと考える。もちろん 移行については、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることであり、丁寧な国民的議論が必要である。

新たな制度導入の前に、まずもって次項の「子育て支援控除制度」の創設を要望する。

b. 「子育て支援控除制度」の創設

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設すべきであり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関わる新しい斬新な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。

また、親子三世代以上の同居家族世帯に対する特別な控除など、子育てと親の介護がしやすく家族の絆が深まる環境を促進する制度の創設を要望する。

c. 近年、子供の貧困率が増加し、17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあると言われている。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

d. 低所得者による奨学金返済に係る税制優遇措置の創設

低所得者世帯の子供が奨学金により学費等を賄い修学したあと、働きながら奨学金の返済をしていく必要がある。ただ、低所得の中から奨学金の返済をするために生活が苦しくなっているケースも少なくない。一定の所得以下の勤労者に対しては、奨学金返済相当額を所得控除できるような税制上の優遇措置の創設を要望する。

e. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとっては、老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度など、ここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

平成30年度税制改正により公的年金等控除が見直され、控除額が減額されたが、むしろ増額を要望する。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除の上限額について再度見直しを行うべきである。特に高額な公的年金受給者410万円以上の控除は130万円を上限とするよう強く要望する。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(5)住宅関連税制の改善

平成27年より住宅ローン減税の拡充・延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせ20年とするよう要望する。

(6)二重課税の全面的廃止

酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

(7)復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が、平成25年分から25年間に亘りすべての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(8)不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすこととなる。損益通算の復活を要望する。また、繰越控除も認めるよう要望する。

(9)不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いがバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。

損益通算の復活を要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

相続税は、米国をはじめ西欧諸国を中心に廃止の傾向にある。

平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより、わが国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外へのシフト、即ち国内財産の空洞化を招くこととなるので、近い将来、廃止することを要望する。

(1)相続税の課税強化の見直し

平成25年度税制改正（平成27年1月より施行）において、基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

(2)事業承継税制の法制化

現在中小企業の経営者の高齢化が進み、年齢のピークは66歳に達しており、円滑な世代交代を通じた生産性向上は待たなしの課題となっている。今まで世代交代の阻害要因の一部であった事業承継に伴う相続税・贈与税について、平成30年度税制改正において納税猶予などの適用要件が大幅に緩和された。

ただし、10年間の特例措置ということ。また、欧米諸国は事業承継に係る事業資産は原則非課税となっていることなどを考慮し、更なる改善を要望する。

(3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考えられる。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

(4)相続時精算課税制度について

平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組み込まれるので、相続時精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。

生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引き下げと贈与段階で納税が完了するように手続を簡素化すべきである。

また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引き上げるべきである。従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。同本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

(5)贈与対象者の拡大

「住宅所得資金に係る贈与税の非課税措置」、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合、甥・姪に対する贈与にも適用できるように対象を拡大すべきである。

4. 地方税制のあり方

(1)地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

政府の「三位一体改革」により地方自治体の課税自主権は大きく拡大していくことは確実である。まず、税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが舵取りを誤ると地方行政の肥大化、ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。

については、これからの地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに、監視し或いはあるべき姿を提言できる利害関係のない第三者機関を設立することを提案する。

(2)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(3)償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

(4)固定資産税の見直し

行・財政改革は、国に限ったことではなく、当然、地方においても断行されなくてはならない。まず、このことを前提として、引き続き次を要望する。

a. 平成19年度に法人税の減価償却方法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b. 固定資産税の税率を引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引き下げる。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改め、税負担の軽減策を要望する。

なお、評価法を改めるまでは、経過年数評価を毎年見直してほしい。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではな

い。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。

よって、評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が2分の1となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。

e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

平成28年度の税制改正では、新築住宅に係る固定資産税の減額措置が2年延長された。ただ、都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

h. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

(5)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(6)地方税体系の簡素化と徴税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徴税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続を一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することも止むを得ないとする。

将来的には社会保険料の徴収を含めてすべてを一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等により更なるコスト削減効果が期待できる。

(7)非上場株式の少額配当への住民税課税の廃止

平成15年度の税制改正において、非上場株式の少額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。従来、少額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなくてはならなくなった。

このような税制は直ちに廃止すべきである。

(8)事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面

的に廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、少なくとも免税点方式を基礎控除方式に改め、延納制度を認めること。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。道州制推進の阻害要因ともなるので、早急に廃止することを強く要望する。

さらに、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(9)自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されることが決まっているが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引き上げについて項目別に次の通り要望する。

(1)複数税率導入について

平成28年度税制改正により、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として軽減税率の導入を含めて平成29年4月から適用税率10%への引き上げが予定されていたが、2年半延長し平成31年10月から引き上げることとなった。

それに伴い経過措置については益税や不正の温床となりやすいため取りやめ、適用税率10%への引き上げ時からインボイス方式への切り替えを行うべきである。

また、適用税率10%への引き上げ時には軽減税率を8%とし、なおかつ低所得者対策として「簡素な給付措置」を併用することを要望する。

なお、軽減税率の対象品目については、飲食料品（食品表示法に規定する食品、除く酒類及び外食サービス）と週2回以上発行される新聞の定期購読料とされているが、生活必需品として家庭用の水道料金、電気料金、ガス料金も加えることを要望する。

また、免税業者から課税業者への切り替えについて、必要性や手続きを分かりやすく国民に説明するべきである。

(2)外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3)住宅取得の際の適用について

個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一步間違えば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。

(4)適用税率10%への引き上げに伴い消費税の滞納が大幅に増えることが懸念される。

この消費税の滞納を防止するためには、年12回分割納付方式を取り入れるなどの施策を要望する。

なお、消費税の平成28年度の滞納残高は3,100億円と国税滞納残高全体の約34.5%を占めており、いまだに大きな数字を残している。滞納は、国の財政悪化に繋がるばかりか、消費税への国民の信頼を傷つける恐れがあるため、直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続を含めた税制全般について見直す必要性が

生じている。

特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。平成26年度より一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。

全面廃止までに、文書課税は即刻廃止してほしい。

7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂"小さな政府"の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大幅に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、"小さな政府"の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。なお、道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を移譲すべきである。

8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎かつ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については性急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて、幅広く慎重に検討すべきものと考えている。

環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためにした経費を損金に算入できる措置や補助金の支給または助成する措置を考えるべきである。

また、平成24年度税制改正に組み入れられたが、地球温暖化対策のため石油石炭の税率の上乗せについては、暫定税率が残っている中で適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

9. マイナンバー制度の運用

マイナンバー制度は、納税者の所得及び資産を把握するためには効果的な制度である。特に、利子所得、配当所得及び有価証券譲渡益の源泉分離課税から総合課税への移行時などの資産課税税制の一本化や社会保険料の徴収において、当局にとって極めて効率的かつ有効な制度である。

本制度は単に税制にとどまらず、導入・運用費用の増加、国内資金の海外シフト等の懸念に加え、個人情報の保護等、国民生活に影響を及ぼす大きな問題を孕んでいる。

運用にあたっては、関係省庁は決して縦割組織で対応することなく、省庁間の連携を密にした横割組織で対応することを強く要望する。

また、マイナンバー制度で得られた情報は公的機関が保有するのみとし、民間への転用は禁止し、様々な情報と状況を国民に対して十分な広報活動を実施し、情報漏洩に関しては万全なセキュリティ対策を講ずることを要望する。

10. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年度から開始された電子申告・納税制度は、企業や税務当局にとって事務効率の改善等につながる有益な制度であり、"e-Tax"については、かなりの伸展が見られている。

しかし、ユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式へ変える抵抗感等が絡み、当初計画通りに伸展していない部門がある。

電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されているが、企業会計については、企業会計と会計税務があり、複雑な会計処理が必要で事務負担も大きいので、負担の

軽減を図るよう関係法令の改定を求める。また、時価会計、税効果会計や減損会計が導入されてより一層乖離してきている。

また、上場会社においては国際財務報告基準（IFRS）を採用する企業が年々増加する傾向であり、日本基準と合わせて開示が必要であるため、企業会計の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大すると考えられる。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等のかい離税制の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令の改定を要望する。

<第三 個別事項>

1. 法人税

(1)交際費について引き続き、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引き上げること。
- b. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2)引当金の損金算入について

- a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について
法人税法では退職給与引当金及び適格年金制度を廃止する一方、所得税法では退職金に対する手厚い非課税枠を設けるなど、取扱いにミスマッチが見られる。
企業負担を軽減するとの観点から、退職給与引当金の復活を強く要望する。
- b. 賞与引当金の損金算入について
賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。
- c. 東日本大震災や熊本震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため、自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。
なお、負債性引当金については、将来のある時期に損金経理されるものであるため、発生した事業年度で損金算入すべきである。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、当該金額限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。
現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する。

(4)事業年度を跨がった場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨がった場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(5)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金算入を認めること。認められるまでの間、電算機のソフトウェアの更新費用は50万円以下のものについては、一時の損金として認めること。

(6)貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では、貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を

避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(7)研究開発支援税制の中小企業への対応について

ものづくり日本にとって、国際競争力を維持・強化していく上において、研究開発投資は極めて重要なものである。研究開発支援税制は、わが国が国際競争力を保持していく上で有効な税制であり拡充すべきである。とくに、中小企業が使いやすい制度への見直しを要望する。

(8)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(9)外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合併出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引き下げるべきと考える。

(10)リサイクル料の損金算入を認めること。

(11)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引き下げること。

(12)会社立て直しのために債権放棄した場合、「債務免除益」として課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(13)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(14)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(15)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(16)災害見舞金への課税免除について

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

(17)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

2. 所得税

(1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

- a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。平成30年度改正により基礎控除額48万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較して、まだまだ低すぎる。
更に増額すべきである。
- b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
- c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。
- d. 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。

(2)給与所得者の申告について次を要望する。

- a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。
- b. 主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引き上げること。

(3)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4)源泉所得税に関する事項として次を要望する。

源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

(5)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。
- b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を所得額とすること。
- c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引上げること。
- d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。
- e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらが多い金額を控除できるとすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続税基礎控除額については、平成27年1月より「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたが、少なくとも元に戻すべきである。

(5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、現行の税額控除額・年10万円はいかにも低過ぎるので、60万円程度に引き上げること。

また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで引き上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税 とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を3,000万円に引き上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
- c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(8)準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000

万円から4,000万円に引き上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10)相続後の一定期間内に被相続人から保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

(11)平成26年度の税制改正で、「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（土地譲渡に係る相続税額の取得費加算）の見直しが行われることとなったが、これを従前に戻すこと。

(12)土地・建物等を、相続や遺贈あるいは贈与により取得したのちに譲渡した場合は、譲渡した財産に対応する相続税あるいは贈与税額を取得費に加算できるようにすることを要望する。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

- a. 基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。
- b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
- c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

(2)市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。

(3)県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。

(4)自動車税関連事項として、基本事項でも述べたが、自動車重量税の廃止を要望する。

(5)現在の土地の評価は、公示価格を基準に算定され、調整措置のうえ課税されているが、実態に即していない。公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。（一物一価）

(6)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定すること。また、提出期限は2月末日迄とすること。

(7)公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。

(8)地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度を設けること。
また、併せて延納制度も設けること。

(9)2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。
また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。

(10)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。
また、常時、縦覧できるようにすること。

(11)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

5. 消費税

- (1)消費税の確定申告書の申告期限及び納付期限の延長を法人税と同様、事業年度終了後3ヶ月以内とすること。
- (2)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1)印紙税は文書内容により税額が異なっており、課税文書かどうかの可否判断が非常に難しい。
簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。
- (2)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。
- (3)約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に引き上げること。
- (4)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。
- (5)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。



得 納涼会プラン

日帰りグループ企画 (10名様より)

■ 9月2日(日)まで ※除外日/8月10日(金)～16日(水)

◆料金 [お一人様・諸税込]	
日～金曜	休前日
6,700円	7,500円

フリードリンク付

お好きなアルコール3種飲み放題

- ビール ●日本酒 ●焼酎
- ウィスキー ●カクテル2種
- その他 オレンジジュース・烏龍茶付

送迎バスご用意 (15名様以上のグループ)

バス運行区間は天竜川以东～富士川以西の市街地発着となります。
なお、車両台数には限りがありますのでご予約順にて承ります。



和洋コース料理イメージ



和中華コース料理イメージ

ホテルアンビア松風閣 054-628-3131
(予約センター)



HOTEL AMBIA
松風閣
30th
おかげさまで30周年

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の
一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの
両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を
行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の
仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区
分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等
の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈平成29年12月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX 年 月 日	摘要	税 区 分	借方 (円)	
11 30	△△商事様 11 月分 日用品	10 %	88,000	
11 30	△△商事様 11 月分 食料品	8 %	43,200	
②	①	③	④	

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事様
税〇〇御中			平成XX年11月30日
11 月分 131,200 円 (税込み)			
日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,400 円	
11/1	牛肉 ※	10,800 円	
11/2	キッチンペーパー	2,200 円	
合計		131,200 円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のパナーをクリック

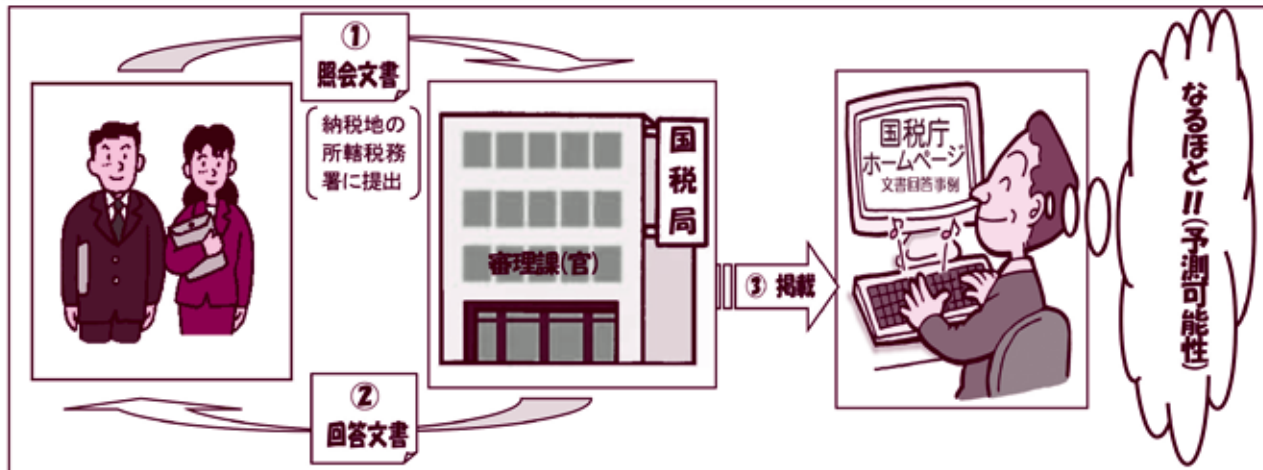
消費税軽減税率制度

ご存じですか？ 文書回答手続

平成 29 年 6 月

【文書回答手続】

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

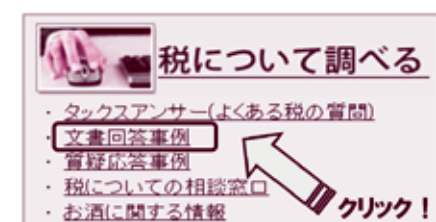


- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

文書回答事例へのアクセス

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】トップ画面

※掲載画像は平成 29 年 6 月現在のものです。



「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

文書回答手続についての Q & A を掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁

この社会あなたの税がいきている

文書回答手続についてのQ & A

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 受付の窓口はどこになるのですか。

答 事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門（個人課税(担当)部門、資産課税(担当)部門、法人課税(担当)部門）が受付窓口になります。

ただし、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する事前照会
 - ・・・・法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する事前照会
 - ・・・・製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除く。)に関する事前照会
 - ・・・・製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

問3 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会内容については、照会文書に記載した内容がそのまま公表されるものではありませんので、公表する照会内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問4 照会の途中で国税の申告期限等が経過した場合でも回答してもらえるのですか。

答 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答(口頭での回答を含みます。)は行われません。

(注) 審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などを考慮してご照会ください。

問5 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。

も り 森の力再生のため「森林づくり県民税」を負担いただいています

森林には「山崩れの防止」や「水を蓄える」などのさまざまな働き(森の力)があり、その恩恵は県民に広く及ぶ共有財産です。森の力を回復する取り組みに充てるため「森林づくり県民税」を県民のみなさまに負担いただいています。

* 課税期間：税額は変更せずに平成28年度から5年間延長させていただきました。その後は、事業の実施状況、効果等を踏まえ再検討します。



《 森の力再生事業 》

間伐が遅れた人工林を手入れします

日光が入らず暗くなったスギやヒノキの人工林では、下草や広葉樹の生育を促すように間伐します。

災害にあった森林を復旧します

台風等により倒れたスギやヒノキの森林では、大雨による流出で被害が拡大しないように片付けます。

放置された竹林や広葉樹林を手入れします

都市近郊の放置された竹林は、周囲の住宅や畑、森林に侵入しないように伐採します。また大きくなりすぎた広葉樹林を間伐します。

【森林づくり県民税の仕組みに関すること】

静岡県経営管理部税務課 054-221-2337
藤枝財務事務所管理課 054-644-9120

【森の力再生事業(使い道)に関すること】

静岡県経済産業部森林整備課 054-221-2613
志太榛原農林事務所森林整備課 054-644-9243

「森の力」は回復しています！



(平成30年3月9日～5月17日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連



第72回 東海法人会連合会

3月9日 第72回東海法人会連合会大会
会 場／ホテルアソシア静岡



4月12日 第13回全国女性フォーラム山梨大会
会 場／アイメッセ山梨



平成30年4月12日(木)アイメッセ山梨にて、全国の法人会女性部会員約1,600名が一堂に会して、「輝こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～」を大会キャッチフレーズに、国税庁の藤井次長兼長官心得様他多数のご来賓ご臨席のもと、第13回法人会全国女性フォーラム山梨大会が開催された。

記念講演では、元NKHエグゼクティブアナウンサーの国井 雅比古（くにいまさひこ）氏が「小さな旅と私」と題し講演を行った。

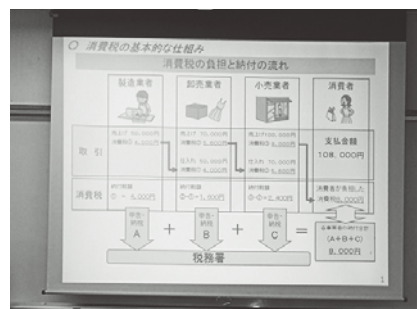
また、会場には、「税に関する絵はがきコンクール」の力作揃いの優秀作品が展示され、平成29年度全法連女連協会長賞作品をはじめ、全国の単位会代表作品を来賓やフォーラム参加者は熱心に鑑賞していた。



本 会



2月14日 税務講習会
テーマ 「消費税軽減税率制度について」
講 師／藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 石原 等 氏
会 場／焼津文化会館





4月25日 新入社員研修講座
 <第1部> テーマ「社員の心得」
 講師／(株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子 氏



<第2部>



テーマ「社会人と税」
 講師／藤枝税務署 副署長 伊與田 健 氏
 会場／焼津文化会館



5月9日 新設法人説明会
 講師／藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 鈴木栄治 氏
 会場／焼津文化会館



5月17日 第6回定時総会並びに記念講演会
 演 題「仏と生きる」
 講 師／俳優 滝田 栄 氏
 会 場／ホテルアンピア松風閣



青年部会



5月8日 第6回全体会並びに記念講演会
 演 題「猫が会社を承（うけたまわ）った・・・」
 講 師／宮田電工(株) 代表取締役 影浦健一 氏
 会 場／小杉苑



女性部会



2月3日 税金教室
テーマ 「国際税務について」



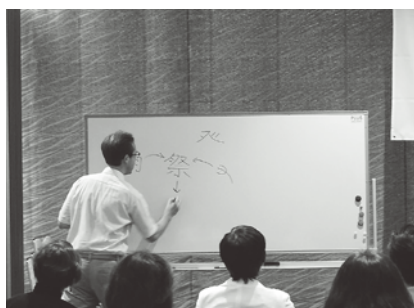
講 師／藤枝税務署 署長 山崎雅司 氏
会 場／焼津文化会館



4月21日 社会貢献活動 藤まつりにて税のPR活動
会 場／蓮華寺池公園



5月14日 第6回全体会並びに記念講演会
演 題 「漢字とことわざ」



講 師／日英翻訳者・漢字教育士 ブレット・メイヤー 氏
会 場／ホテルアンピア松風閣



新 入 会 員 紹 介



～ご入会ありがとうございました～

平成30年1月16日～5月10日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

藤枝支部

(株)ニューロ	藤枝市中ノ合203	焼津信用金庫 いかるみ支店
コスモファニチャー(株)	藤枝市下当間299-1	AIG損害保険(株)
藤枝 IT book(株)	藤枝市前島1丁目7-10	(株)共立アイコム

焼津支部

静岡淡水魚(株)	焼津市惣右衛門356-1	(株)共 水
(株)日本メディケアー	焼津市大住288-5	(株)共 水
(株)カナキン亭本舗	焼津市八桶1丁目5-6	AIG損害保険(株)

Jタイプ[®][無配当重大疾病保障保険]は、 重大疾病による生存リスクから 企業を守ります!

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ[®]

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に
かかった時のそなえを確保

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社 静岡支社/静岡県静岡市葵区黒金町59-6 TEL 054-253-3191



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

 法人会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

静岡営業支店

〒420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町20-1 富士火災静岡ビル5階

TEL. 054-255-5141 FAX. 054-254-1369

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、 「生きるためのがん保険」を 新しくします。

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」



おすすめポイント

① 通院保障

三大治療^(※1)のための
通院や、所定の通院期間中
(365日以内)の通院を
日数無制限で保障。

② 三大治療・ 先進医療の保障

がんの主な治療法である
三大治療や、健康保険が
適用されない**先進医療**^(※2)も
しっかり保障。

③ 生活の質を 落とさない為のケア

がん治療による**外見の
変化**^(※3)や、「がん」の痛みを
和らげるための**緩和ケア**^(※4)
にも備えられます。

(※1)三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を指します。(※2)保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。(※3)外見ケア特約を付加した場合。(※4)緩和療養特約を付加した場合。

NEW

生きるための
がん保険
Days 1

NEW

女性特有のがんにも手厚い

生きるための
がん保険
Days 1

NEW

あなたの保障を最新化

生きるための
がん保険
Days 1 プラス

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

静岡支社 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー22F
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AFツサ課-2018-5008 -1803052 2月1日

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度
全国法人会総連合